

令和 5 年度介護保険業務技術的助言

1 実施内容

(1) 一般的な技術的助言

高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組状況等を勘案し、必要な保険者（助言を希望する保険者）に対し実施する（オンラインでの実施を予定）。

ア 保険者機能強化推進交付金の評価項目の取組状況について

各指標の実施状況を確認し、各保険者の状況に応じた支援を行う。

（ア）PDCA サイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築

（イ）自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

（ウ）介護保険運営の安定化に資する施策の推進

イ 制度改正への取組について

制度改正に対する各保険者の対応状況を確認し、意見交換を行うことにより各保険者の取組を支援する。

ウ セルフチェックシートの自己点検事項の確認

エ その他

(2) 特定の分野における技術的助言

ア 要介護認定の適正化

要介護認定の適正化について、保険者と事前調整の上、情報収集、意見交換及び助言を行う。また、認定審査会への傍聴については、受入れ調整が整った保険者に対して併せて実施する。

イ ケアプラン分析、縦覧点検・医療情報との突合等についての個別支援

ケアプラン分析を中心に、国保連合会と協力して希望する保険者へ個別支援を行う。

(3) 保険者支援の場の充実

ブロック会議への参加により、保険者との情報共有を図る。また、必要に応じて都からの情報提供を行う。

(4) 保険者へのフィードバック

技術的助言により把握した共通の課題や、効果的な取組事例について取りまとめ、保険者に報告する。

(5) 島しょ地域の助言の実施

一般的な助言に加えて、各島のニーズに応じた効果的な助言を実施する。

2 実施体制

(1) 一般的な技術的助言

原則として課長代理級 1 名以上を含む都職員 2 名以上で実施し、上記 1 (1) (特にア) の内容について横断的に支援する。

(2) (1) 以外

原則として課長代理級 1 名以上を含む都職員等により実施する。

(3) スケジュール

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
●実施通知 ①希望調査 ②提出資料依頼			← 一般的な技術的助言及び特定分野における技術的助言の実施			→ (報告書作成)		

(ブロック会議における情報交換)